

津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町条例第3号

津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

津幡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津幡町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「掲げる事務」の次に「、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務」を加え、同条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	津幡町就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に	町長	住登外者関係情報であって規則で定めるもの

関する事務であって規則で定めるもの	
-------------------	--

別表第1を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者資格医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険等関係情報」という。）又は住登外者宛番号管理機能に記載された住登外者宛名情報に係る事項（以下「住登外者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報、地方税関係情報、国民健康保険等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は住登外者関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険等関係情報、介護保険給付等関係情報又は住登外者関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条各号に規定する事項（以下「住民票記載事項関係情報」という。）、地方税関係情報、国民健康保険等関係情報、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「社会保険等関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報（以下「年金等関係情報」という。）又は住登外者関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	高齢者の医療の確保に関する	住民票記載事項関係情報であって規則で定め

	法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	るもの又は国民健康保険等関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）若しくは住登外者関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	津幡町心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和49年津幡町条例第30号）による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票記載事項関係情報であって規則で定めるもの又は地方税関係情報、国民健康保険等関係情報、社会保険等関係情報若しくは住登外者関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	津幡町就学援助規則（平成20年津幡町教育委員会規則第6号）に基づく就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。